

条 例 案 の 概 要

議案第 49 号 幸手市ふるさと応援基金条例

1 内 容

個人及び企業からのふるさと納税寄附金の一部を基金に積み立て、翌年度の事業に充当する仕組みを整えることで寄附金の使途を明確化するため、ふるさと応援基金を新設するもの

(1) 設置

本市を応援したいという思いのもとに、ふるさと納税として贈られた寄附金の管理を明確化し、寄附者の思いに沿った個性豊かで活力のあるまちづくりを実施することを目的として、幸手市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置するもの

（第 1 条関係）

(2) 寄附金の種類

ア ふるさと納税による寄附金

イ 企業版ふるさと納税による寄附金

（第 2 条関係）

(3) 積立て

基金として積み立てる額は、受入れた寄附金から以下を除いた額とし、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

ア 寄附金の受入年度に実施する事業の財源とする額

イ 寄附者に対して提供する返礼品等に要する経費

ウ 寄附金の募集、受付、受入れ等に要する経費

（第 3 条関係）

(4) 管理、運用益金の処理、繰替運用、処分等に関する規定

（第 4 条から第 8 条までの規定関係）

2 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

議案第 5 0 号 幸手市議会議員及び幸手市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例及び幸手市議会議員及び幸手市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の一部改正に伴う所要の改正

選挙運動に係る公費負担の限度額を国に準じて引き上げるもの

(1) 選挙運動用ポスターの作成の公営

印刷単価 5 4 1 円 3 1 銭 → 5 8 6 円 8 8 銭

（第 1 条中第 9 条関係）

(2) 選挙運動用ビラの作成の公営

作成単価 7 円 7 3 銭 → 8 円 3 8 銭

（第 2 条中第 4 条及び第 5 条関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

施行の日以後その期日を告示される選挙から適用

議案第 5 1 号 幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

1 内 容

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「盛土規制法」という。）の一部改正に伴い、土砂等のたい積が全国一律の基準で包括的に規制されることとなったため、幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「土砂規制条例」という。）を廃止するもの

(1) 土砂規制条例の主な規制内容

規制対象：土砂等のたい積に係る土地の面積が500㎡以上3,000㎡未満

(2) 盛土規制法の主な規制内容

規制対象：土砂等のたい積する高さ2m超、かつ、たい積する面積が300㎡超

土砂等のたい積する面積が500㎡超

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の際現に廃止前の幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）の許可（変更を含む。）を受けて行われている土砂等のたい積に関する許可の基準、取消し、完了等の届出、措置命令等の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。

イ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の土砂等のたい積の許可又は変更の許可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に却下されたものとみなす。

ウ 施行日前にされた旧条例の規定に違反して土砂等のたい積を行い、土砂等のたい積の中止等を命じられた者に対する旧条例の報告の徴収、立入検査に係る規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例によるものとする。

エ 施行日前にした行為並びにイ及びウの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

議案第52号 幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

県が実施する重度心身障害者医療費支給事業補助制度の改正に伴う所

要の改正

【定義及び医療費助成金に関する規定の整備】

対象者に「精神障害者保健福祉手帳２級所持者」を新たに追加することに伴う規定の整備

(第２条及び第４条関係)

２ 施行期日

令和８年１月１日

議案第５３号 幸手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

１ 内 容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴う所要の改正

マイナンバーを利用する市の独自利用事務として定めていた「外国人に対する生活保護の措置に関する事務」が番号法に規定する準法定事務として定められたことに伴い、当該事務の規定を削除するもの

(別表第１及び別表第２関係)

２ 施行期日

公布の日

議案第５４号 幸手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

１ 内 容

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）による改正後の児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）において、乳児等通園支援事業が規定されたことに伴う乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの

(1) 趣旨

乳児等通園支援事業（「0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども」を対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で保育所等を利用できる制度をいう。）の設備及び運営に関する基準を定めるもの

（第1条関係）

(2) 目的

乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（第2条関係）

(3) 乳児等通園支援事業者に関する規定

乳児等通園支援事業者における一般原則、非常災害、安全計画の策定、職員の一般的要件、衛生管理、食事等を規定するもの

（第3条から第19条までの規定関係）

(4) 乳児等通園支援事業の区分

ア 一般型乳児等通園支援事業

保育所等の定員とは関わりなく、定員設定を自由に行う方法

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受け入れる方法

（第20条関係）

(5) 乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準その他所要の規定

（第21条から第27条までの規定関係）

2 施行期日

公布の日

議案第 55 号 幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴う所要の改正

(1) 家庭的保育事業者等における連携施設の確保に関する規定の見直し
ア 保育内容の支援に係る連携施設の見直し

連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が困難と認める場合であって、保育内容支援連携協力者を適切に確保し、次の要件のいずれにも該当する場合は、連携施設を確保しないことができることとする。

(ア) 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(イ) 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ 代替保育に係る連携施設

代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難である場合は、当該規定を適用しないことができることとする。

（第 6 条関係）

(2) 連携施設の確保に関する経過措置期間の延長

「10 年」 → 「15 年」

（附則第 3 条関係）

2 施行期日

公布の日

議案第 5 6 号 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴う所要の改正

(1) 特定地域型保育事業者における連携施設の確保に関する規定の見直し

ア 保育内容の支援に係る連携施設の見直し

連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）の確保が困難と認める場合であって、保育内容支援連携協力者を適切に確保し、次の要件のいずれにも該当する場合は、連携施設を確保しないことができることとする。

(ア) 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(イ) 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

イ 代替保育に係る連携施設

代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該者の確保が著しく困難である場合は、当該規定を適用しないことができることとする。

（第 4 2 条関係）

(2) 連携施設の確保に関する経過措置期間の延長

「1 0 年」 → 「1 5 年」

（附則第 4 条関係）

2 施行期日

公布の日

議案第 5 7 号 幸手市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

1 内 容

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の
一部改正に伴う所要の改正

部分休業制度の拡充に伴う文言の整理

「一部を勤務しないこと」→「全部又は一部を勤務しないこと」

（第 1 5 条第 2 項関係）

2 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

議案第 5 8 号 幸手市下水道条例の一部を改正する条例

1 内 容

継続可能な幸手市公共下水道事業運営のための使用料適正化に伴う所
要の改正

【使用料の改定】

	区分	改正前(現行)	改正後
基本料金	基本料金 10 立方メートルまで	7 0 0 円	<u>1, 1 4 1 円</u>
超過料金	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	7 0 円	<u>1 1 4 円</u>
	30 立方メートルを超え 60 立方メートルまで	8 0 円	<u>1 3 0 円</u>
	60 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	1 0 0 円	<u>1 6 3 円</u>
	100 立方メートルを超え 300 立方メートルまで	1 2 0 円	<u>1 9 5 円</u>
	300 立方メートルを超え るもの	1 4 0 円	<u>2 2 8 円</u>
公衆浴場	1 立方メートルにつき	6 0 円	<u>9 7 円</u>

（別表関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア 公共下水道の使用料の算定において、施行日以後最初の認定日が令和 8 年 4 月 3 0 日以前である場合の算定については、改正前の規定を適用する。

イ 令和 8 年 4 月 1 日以前から継続して使用している公共下水道の使用料の算定において、施行日以後最初の認定日が令和 8 年 5 月 1 日以後である場合の算定については、汚水排除量を 2 で除したものに改正前の規定を適用した額と改正後の規定を適用して得られた額とを合わせた額を当該認定日に係る使用料とする。